

高知県の浄化槽保守点検業登録業者の皆様



浄化槽法が令和元年6月19日に改正されたことに伴い、「高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正されています。このなかで、「浄化槽保守点検業者は、営業所に置くこととされる浄化槽管理士の全てに、有効期間内に1回以上、浄化槽管理士に対する研修を受講させるものとする」と規定されております。
(条例については裏面をご覧ください)

保守点検業者の皆さまには、**有効期間内に研修を未受講の浄化槽管理士がおられましたら、**

有効期間中に1回以上「浄化槽管理士に対する研修」を必ず受講させてください。

(令和5年度は、12月に高知地区及び幡多地区で各1回開催します)



○法改正の趣旨及び内容（環境省通知より引用）

近年、社会的な要請から処理能力の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進んでおり、保守点検による維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要。



○「浄化槽管理士に対する研修」の概要（県が（一社）高知県浄化槽協会に委託して実施）

受講対象者：高知県に登録している全ての浄化槽管理士

講師：（公財）日本環境整備教育センター、（一財）高知県環境検査センター

講習内容：①浄化槽行政について ②浄化槽の構造と機能

③浄化槽の保守点検について 等

※講習内容は各年によって変更することがあります。

R5開催日及び場所：令和5年12月4日（幡多地区）、12月5日（高知地区）

※委託先である高知県浄化槽協会から募集案内が送付されますので、ご確認のうえ、申し込みをお願いします。（受講料は無料）



問い合わせ先

○高知県土木部公園下水道課 環境施設担当（河野、小松）

tel：088-823-9851 fax：088-823-9036

email：171801@ken.pref.kochi.lg.jp

○高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月6日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(第3条～第9条まで省略)

改正注記

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう営業地区（営業所を設置している営業地区以外で営業所を設置せずに保守点検を行う場合にあつては、県内（高知市の区域を除く。）を1つの営業地区とする。）ごとに専任でなければならない。

3 浄化槽管理士1人につき専ら保守点検を行うことができる浄化槽の基数については、規則で定める。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項又は前項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

8 浄化槽保守点検業者は、第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けるときは、第1項の規定により営業所に置くこととされる浄化槽管理士ごとに規則で定める浄化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）の交付を受けなければならない。

9 浄化槽保守点検業者は、第1項の規定により営業所に置くこととされる浄化槽管理士の全てに、第2条第2項の有効期間内（同条第3項の更新の登録がなされたときにあつては、更新後の有効期間内）に1回以上、法第48条第2項第3号の浄化槽管理士に対する研修（知事が指定したものに限る。）を受講させるものとする。

10 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽の管理者がその資格を容易に確認することができるよう身分証を着用しなければならない。